

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第755号)

平成21年12月11日

横 情 審 答 申 第 755 号

平 成 21 年 12 月 11 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
るご質問について（答申）

平成21年7月27日道道調第372号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市道路局道路調査課 H20年初期頃 泉土木事務所より転勤の係長から特定測量会社の代表者印がにせ物であるので防衛庁道路寄付の実測図の訂正することが出来ないとの道路局調査課長の回答書を受領した。其の後係長が退職された。本件は刑法126年他に違法となる。「全部開示下さい。」」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市道路局道路調査課 H20年初期頃 泉土木事務所より転勤の係長から特定測量会社の代表者印がにせ物であるので防衛庁道路寄付の実測図の訂正することが出来ないとの道路局調査課長の回答書を受領した。其の後係長が退職された。本件は刑法126年他に違法となる。「全部開示下さい。」」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市道路局道路調査課 H20年初期頃 泉土木事務所より転勤の係長から特定測量会社の代表者印がにせ物であるので防衛庁道路寄付の実測図の訂正することが出来ないとの道路局調査課長の回答書を受領した。其の後係長が退職された。本件は刑法126年他に違法となる。「全部開示下さい。」」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年4月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件に係る道路台帳図面には、昭和53年3月の道路寄付時における道路移管求積図をもとに現地距離の実測を行い、当時の記入方法に基づいた実測距離が記入されている。異議申立人（以下「申立人」という。）は、公道移管作業を行ったと推測される特定測量会社の代表者印がにせ物であるために道路台帳の訂正ができないと本市が説明をしていると主張しているが、そのような事実はない。
- (2) 申立人からの道路台帳訂正申し出により、昭和61年5月22日に本市は、申立人と隣接する土地所有者を含め現地で立会協議をし、道路台帳図に基づいた境界標を両者の確認を得て復元し、図面どおりに境界標を設置し、境界調査図を作成している。
- (3) その後、昭和63年から平成19年までの間に、繰り返し、申立人から市会陳情や市長への手紙により、道路寄付時に作成された道路台帳と、現在横浜地方法務局で保

管されている実測図が一致しないため、登記所にある実測図どおりに道路台帳の寸法を直すようにという要望等が提出されたが、それぞれの要望等に対する回答書には、当該箇所については、「申立人からの道路台帳図訂正申し出に基づき昭和61年5月22日申立人と隣接所有者及び本市職員が現地で立会いを行い道路台帳図に基づいた境界標を申立人及び隣接所有者の確認を得て復元していることから、現在の道路台帳を訂正する考えはない」ことを申立人に説明をしている。

- (4) なお、一番最近のものは、平成19年5月2日の市民からの提案（以下「本件要望」という。）に対して、同年5月15日付で道路調査課長から改めて同内容の回答を行ったもので、申立人が主張している平成20年に道路調査課長から回答した事実はない。
- (5) 申立人は、異議申立書において、「特定測量会社の代表者の印がにせ物であるために道路台帳の訂正が出来ない。と課長の回答したりゆうがわかる文書があるはずだ」として開示を求めているが、特定測量会社の代表者の印がにせ物であるために道路台帳の訂正ができないという事実はなく、また、当該内容について道路調査課長が回答した文書や、その理由が分かる文書も作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 防衛省が昭和50年10月6日提出道路寄付を飛鳥田市長にしている。不動産の侵害行為である。平成12年1月7日、平成13年6月13日、平成14年2月20日と防衛省が提出した「実測量図」を法改により情報開示で入手した。防衛省宅地分譲は、仮登記が昭和36年12月13日である。したがって、昭和40年10月1日以降に宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき造成された道路ではない。建築基準法（昭和25年法律第201号）道路である。防衛省、横浜市、登記所の3者悪意をもって共謀しての不動産の侵害、刑法（明治40年法律第45号）違反である。
- (3) 道路調査課長からの回答を受け取ったのは、回答文書に日付がないので分からないが、平成19年5月ごろかもしれない。
- (4) 特定測量会社の代表者の印がにせ物であるために道路台帳の訂正が出来ないと課長が回答した理由が分かる文書があるはずなので、開示を求める。

- (5) 横浜市条例昭和25年情報文章規定11条他のとおり事実があるので、提案書を再確認下さい。

5 審査会の判断

(1) 道路境界に係る事務について

境界調査は、横浜市が管理する道路、河川、水路（以下「道水路等」という。）とこれに隣接する土地との境界が明らかにされていない場合に、当該土地所有者からの境界の明示又は復元を求める申請に基づき、横浜市が当該境界について調査し、申請者及びその近隣土地所有者の同意を得て、当該境界を確定し、又は確認するために行うものである。

境界調査には、道水路等とこれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、申請者及び隣接地の所有者との立会いによる協議の上、その同意を得て確定する境界明示と、道水路等とこれに隣接する土地との境界が既に確定している場合に、申請者と立会いの上、その同意を得て資料図に基づきその境界を確認する境界復元とがある。

道路台帳とは、道路管理者が管理する道路について、その区域及び現況など道路管理上必要な事項を記載した台帳であり、道路法（昭和27年法律第180号）第28条第1項に基づき作成が義務付けられ、同条第3項の規定により、閲覧を求められた場合においては、拒むことができないこととされている。また、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）により、道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとされ（第4条の2第1項）、調書及び図面は、その記載事項に変更があったときは、速やかに、これを訂正しなければならないとしている（同条第5項）。

(2) 本件申立文書について

本件請求の開示請求書の記載内容及び異議申立書にある「特定測量会社の代表者の印がにせ物であるために道路台帳の訂正が出来ない。と課長の回答したりゆうがわかる文書があるはずなので開示をもとめる。」との記載内容から、当審査会としては、本件申立文書は、特定測量会社の代表者の印がにせ物であるために道路台帳の訂正ができない旨を平成20年初期頃に道路局道路調査課長が回答した件に係る文書であると解することとする。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成21年10月23日に実施機関から事情聴取を

行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 申立人の要望等に対して横浜市道路局からこれまで繰り返し回答してきたが、最後に回答したのは、本件要望に対する回答であり、当時対応した係長にも確認したところ、本件要望に回答した以降に、申立人に電話等でも回答したことはないとのことであった。

(イ) 道路台帳の訂正は、境界調査の結果、現地の距離と台帳上の距離が著しく異なると判明した場合や、境界確定訴訟の判決によって、現状とは違うとされた場合など、原因が明確にならないと行わないものである。

(ウ) 「特定測量会社の代表者の印がにせ物であるから道路台帳の訂正が出来ない。」という事実もないし、そのように申立人に回答した事実もない。そもそも特定測量会社の代表者印がにせ物かどうかということは、道路台帳訂正の審査要件にはならない。

(エ) 昭和61年には、申立人を含めた土地所有者の承諾を得た上で境界復元を実施しており、道路台帳の訂正の件について申立人はすでに認容していると判断している。

(オ) 申立人が主張する刑法に違反するような事実はない。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

本件請求の開示請求書には、実施機関からの回答の時期として「H20年初期頃」と記載されているが、実施機関は、申立人あてに最後に回答したのは本件要望に対する回答であり、それ以降に申立人に回答した文書は存在しないと主張している。この点について申立人に意見陳述の際に確認したところ、申立人も正確には記憶していないが、実施機関から最後に受け取った文書は、平成19年5月ごろの回答文書であるとのことだった。そこで、本件要望に対する実施機関の回答文書を当審査会で見分したところ、昭和61年に申立人と隣接所有者及び本市職員が現地立会いを行い、申立人と隣接所有者の確認を得て境界復元をしているため、道路台帳図面の訂正には応じられない、との内容が記載されており、特定測量会社の代表者の印がにせ物であるために道路台帳の訂正ができない旨の記載は認められなかった。

また、上記以外でも実施機関が特定測量会社の代表者の印がにせ物であるために、道路台帳の訂正ができない旨を、申立人に対して文書又は電話等で回答した事実を認めることができないため、そのような回答をした文書やその理由が分か

る文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(4) 結論

以上により、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---|-------------------------|
| 平成21年7月27日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成21年8月7日 (第84回第三部会) 平成21年8月24日 (第154回第二部会) 平成21年8月27日 (第151回第一部会) | ・諮問の報告 |
| 平成21年8月28日 | ・異議申立人からの意見書を受理 |
| 平成21年9月3日 (第155回第二部会) | ・審議 |
| 平成21年9月29日 (第156回第二部会) | ・審議 |
| 平成21年10月9日 (第157回第二部会) | ・異議申立人の意見陳述 ・審議 |
| 平成21年10月23日 (第158回第二部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成21年11月13日 (第159回第二部会) | ・審議 |
| 平成21年11月27日 (第160回第二部会) | ・審議 |